

## 新型コロナウイルス感染症対策の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の特例措置の期間延長について

### 1 要旨・目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するため緊急的に措置している、テイクアウト販売やテラスでの飲食提供等を行うための仮設施設の設置に係る道路占用の許可基準の緩和について、適用期間を令和4年9月30日まで延長する。

なお、国も同様に延長することとしている。

### 2 現状・背景

「三つの密」の回避など感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応するための暫定的な営業形態として、沿道飲食店等が、路上利用によりテイクアウト販売やテラスでの飲食提供等を行えるようにするため、国からの要請に基づき、令和2年6月から道路占用の許可基準を緩和しており、令和4年3月31日までを適用期間としていた。

### 3 概要

#### (1) 対象者

ア 地方公共団体

イ 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等

ウ 地方公共団体が支援する沿道飲食店等の路上利用の実施主体（商店街振興組合、商工会等を含む。）

#### (2) 実施内容

地方公共団体、地方公共団体等が支援する団体等が一括して占有するものに限り、道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所について占有許可を可能とし、道路占用料を免除する。

#### (3) スケジュール（期間）

令和4年4月1日から令和4年9月30日（6か月間）

#### (4) 予算（国庫・単県）

—

#### (5) 今後の対応

ア 周知については、県のホームページ及び商工関係団体、飲食業関係団体を通じて行うこととする。

イ 国の方針では、今後、令和2年5月27日に公布された道路法の一部改正により創設された歩行者利便増進道路<sup>※</sup>への移行を図っていくこととしている。

※ 道路法第33条第2項の規定により、道路管理者が指定した区域において、テイクアウト販売やテラスでの飲食提供等を行うための施設を路上に設置する道路占有が可能となる。（期間限定なし）

### 4 その他（県内の許可状況）

#### (1) 県管理道路

許可件数 2件

申請者 東広島市及び福山市

場所 県道西条停車場線及び県道加茂油木線沿いの歩道

#### (2) 市町管理道路

許可件数 7件（広島市 4件、呉市 1件、尾道市 2件）